

防災・県土強靱化対策特別委員会記録

開催日時 平成30年8月17日（金） 10:04～11:54

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

粒谷 友示 委員長

猪奥 美里 副委員長

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

小林 照代 委員

奥山 博康 委員

小泉 米造 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 上田 危機管理監

山田 県土マネジメント部長

吉田教育長 ほか、関係職員

傍聴者 3名

議 事

(1) 報告案件について

(2) その他

<会議の経過>

○粒谷委員長 ただいまから防災・県土強靱化対策特別委員会を開会します。

本日奥山委員、小泉委員はおくれるとのことですので、ご了解願いたいと思います。

なお、本日は吉田教育長及び中西学校支援課長に出席していただいておりますので、ご了承ください。

本日、当委員会に対しまして傍聴の申し出がありますので、入室をしていただきます。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、ご多忙のところ、ご出席を

いただきありがとうございます。私と猪奥議員が先の6月定例会県議会において当委員会の正副委員長に選任されました。委員各位並びに理事者の皆様にはご協力、ご支援いただきまして、円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、出席を求める理事者については、お手元に配付のとおりでございます。

次に、委員会等に関する申し合わせ事項及び口頭申し合わせ事項については、7月17日の正副委員長会議で従前のとおりとすることで決定されました。参考までにお手元に配付しておりますので、後ほどお目通しを願います。

次に、委員会の運営でございますけれども、お手元に特別委員会の設置等に関する申し合わせを配付しております。この申し合わせでは、調査期間終了後にその成果を本会議で報告すること及び委員間討議の方法について議論を行うこととなっております。

それでは、お手元に配付しております今後の委員会の運営についてを説明させていただきます。

1の所管事項及び調査・審査事務については、資料に掲載のとおりでございます。

2の議論の方向についてでございますけれども、昨年の委員会設置から議論をしていたいているものを一定の議論の方向として取りまとめたものでございます。

3の委員会の運営についてでございますが、今後所管事項等に係る調査並びに審査を行うとともに、ただいまの議論の方向による委員間討議を行いながら、4の当面のスケジュールに沿って、来年の2月定例会におきまして委員会としての成果を報告したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの説明について、ご意見があれば発言を願います。

○川田委員 先ほどご紹介ありました、委員会等に関する申し合わせ事項ですけれども、私は何も聞いていません。今、会派も無所属ということで会派に一任していることはありません。申し合わせ事項というのは全員の一致が必ず必要ですので、それがない限りは法令等の規定に従うことが当然で、いきなり申し合わせ事項が出てきましたけれどもこれは承諾することができません。

○粒谷委員長 それでは、当委員会は引き続き委員間討議の時間もとりながら、調査並びに審査を進めてまいりたいと思います。

次に、事務分掌表をお手元に配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、案件に入ります。

まず、報告案件ですが、危機管理監から大阪府北部を震源とする地震の被害状況等及び平成30年7月豪雨への対応について報告したいとの申し出がありましたので、ご報告願います。

なお、理事者の皆様におかれては、着席にてご説明を願いたいと思います。

○上田危機管理監 大阪府北部地震及び平成30年7月豪雨の被害状況の報告をさせていただきに当たりまして、改めまして被害に遭われました皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

まず、資料1、大阪府北部を震源とする地震の被害状況等について1ページをごらんください。1は、気象庁発表による地震情報でございます。発生日時、震源地、地震の規模、県内の震度などは記載のとおりでございます。2は、6月29日時点での被害状況でございます。人的被害としましては、軽傷者が4名、住家被害は一部損壊が27棟でございます。また、エレベーターの閉じ込め事案が7件ございましたが、地震発生当日に全て救助が完了しております。文化財では東大寺、薬師寺、達磨寺の3件で被害がございました。

2ページ、県有施設ほか施設に関する被害状況は記載のとおりでございます。3以下では市町村や県の警戒態勢などを記載しております。

3ページ、6の大阪府に対する人的支援でございますが、被災建築物応急危険度判定士をはじめ救護班、住家の被害認定調査のため、記載のとおり職員を派遣しました。また、7に記載のとおりブロック塀の安全点検に関する相談窓口の設置を行い、8に記載のように県民の皆様へのお願いとして今後の留意事項などを発表ごとに周知したところでございます。

大阪府北部地震の被害状況等は以上でございます。

次に、資料2、平成30年7月豪雨への対応について、

1ページをごらんください。1の被害状況でございます。人的被害としては、お亡くなりになった方がお一人おられまして、住家被害では床上浸水が1棟、床下浸水が19棟、一部損壊が1棟との報告を受けております。2の避難状況としましては、避難指示が7月7日23時30分発表時の2市1村70世帯、138名が最大となっており、避難勧告等の最大値も記載のとおりでございます。実際の避難者の最大値は7月6日10時発表時の111名でございました。

2ページをお願いいたします。県有施設の被害、県、市町村の体制につきましては3か

ら5にかけまして記載のとおりでございます。また、6に記載のように県民の皆様へのお願いとして留意事項などを発表ごとに周知したところでございます。

3ページ、このたびの豪雨で被害の大きい愛媛、岡山、広島各県に対する人的支援の状況でございます。関西広域連合による支援として、本県職員をリエゾンとして愛媛県庁に派遣するとともに、避難所運営、消防、警察による救出活動、あるいは保健活動、給水活動、ボランティア活動などの支援を行っており、今後さらに一番下の欄にございますように災害復旧業務支援のため林業、土木職の職員を長期派遣するなど、被災地の意向に沿った支援を行ってまいります。

資料の説明は以上でございますが、この豪雨では死者、行方不明者が200名を超えるという甚大な被害が発生をしております。本県で同じような豪雨となりました際に、何より県民の命を守るために何をしなくてはいけないのか、今回の災害を教訓として災害に対する備えを着実に実施するための緊急防災対策としてまとめるべく検討しているところでございます。

報告は以上でございます。

○粒谷委員長 それでは、ただいまの報告、またはその他の事項を含めまして、質問があればご発言を願います。

○梶川委員 簡単に1つだけ質問をさせていただきたいと思います。

今度の災害でお亡くなりになった方、いろいろな方のご冥福とお見舞いを申し上げておきたいと思います。

私は斑鳩町に住んでいるので、あまりダムなどの被害があることはないですけど、この前、ニュースを聞いておりましたら、四国地方の肱川にある2つのダムの放流をめぐって9人が亡くなるという事案が発生しております。大雨が降った、これは天災だけれども、ダムの放流については、人災のような側面があると報道で言われて、なるほど、そういう見方もできるのかと思っていたのですが、奈良県も県が管理しているダムが幾つかあると思います。今回の四国地方の肱川の2つのダムの放流をめぐって、警報のサイレンがよく聞こえなかったなどと言われているし、警報だけですぐ避難をするというのが、もう慣れになってできないということが言われておりましたけれども、奈良県はその点について日常的にどういう訓練がされてるのかを聞かせていただきたいと思います。

○岡部河川課長 県が管理するダムは5基ございまして、これらのダムの放流の操作や関係機関、一般への周知の方法につきましては操作規則に定めているところでございます。

放流の操作の確認、点検につきましては、年度当初に関係事務所におきまして職員を対象に説明会を行い、確認しているところです。また、近畿地方整備局管内の国や水資源機構が管理するダムと合同で洪水対応演習を出水期前に行っている状況でございます。一般への周知の方法につきましては、ダムごとにサイレンやスピーカー、警報車等を用いて対応することとしていまして、メーカーによる保守点検を年2回と職員による自主点検を月1回行いまして、機器の動作や据えつけ状況などを確認している状況でございます。

○梶川委員 大体そういうことでいいのですが、今回の肱川の2つのダムの放流をめぐっていろいろ言われておりますが、国で検証委員会も開かれているようですけれど、奈良県としてもどのような教訓があったのか聞かせてほしいと思います。確かに初めて携帯で警報を聞いたのですが、あれを見てこんなに避難しないといけないのかという感じで、なかなか腰が上がらない場合があるので、肱川もそういう被害の部分もあつたらしいのですが、奈良県はそこらをどう克服していくかということはあるでしょうか。

○岡部河川課長 梶川委員がお述べのように現在、国で委員会を設置されまして、より効果的な情報提供、ダムの操作、住民の周知のあり方について検証等が行われていると聞いています。国の動向を踏まえまして、今後同様の災害を防ぐという観点で県管理ダムにつきましても検証していきたいと考えています。

○梶川委員 結構です。人命にかかわることですから、しっかりと警報を鳴らしてやっていただきたいと思います。

○小林委員 災害弱者対策ということで、大きく分けますと2点になるかと思います。西日本豪雨災害で大きな被害が出ました岡山県、広島県、愛媛県の3県の市町村で要支援者の名簿をもとに自主防災組織や民生委員などが関わって策定される災害発生時に自力で避難が困難な高齢者や障害者ら災害弱者一人ひとりの支援者や避難先を決める個別支援計画の策定が完了していないということで、8割が未策定になっているという報道を見かけました。それで、東日本大震災で65歳以上の死者が全体の約6割を占めたことを踏まえて、自力避難が困難な要支援者の名簿は市町村が作成するというのが災害対策基本法の改正により2014年に義務化されております。要支援者名簿を作成済みの自治体は全国で90%を超しているのですが、奈良県の自治体はどのような状況でしょうか、まずお尋ねします。

それから、政府は、要支援者の避難対策を強化するために市町村が名簿を提供して個別支援計画の作成を推奨する指針を示しているのですが、支援者や避難先を決める個

別支援計画の奈良県内の市町村の策定状況をお尋ねします。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） まず、避難行動、要支援者名簿の作成状況でございますが、平成29年度末で県内全ての市町村で作成を完了しております。

次に、個別支援計画でございますが、今年8月1日現在で5市町村で作成済み、一部作成済みが8市町村、未作成が26市町村という状況でございます。

○小林委員 奈良県でも、名簿については100%ということです。個別支援計画は、作成済みが5市町村、一部作成済みが8市町村で未策定が26市町村ですから、かなりのところがまだできていないのですけれども、策定が進まない理由はどのようにお考えでしょうか、またこの取組をどのようにして進めようとしているのか、お尋ねします。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 個別支援計画が進んでいない理由でございますが、地元の各自治体等の民生委員や自主防災組織などの高齢化によって実際に支援をする人を見つけることが難しいことが一つあります。また、地域によって個別支援計画作成の必要性が十分に浸透していないこと等も考えられます。今後は県内の市町村において個別支援計画が進んでいない理由等について、具体的に調査を行いますとともに、作成が促進される対応を検討することとしております。

○小林委員 やはり災害があるたびに個別支援計画を必要とする高齢者、障害者の方々の被害が、大変高い率になっておりますので、非常にマンパワーが足りない、支援、避難先の確保ができないということでなかなか策定が進んでいないようですが、お答えいただきましたように市町村の状況をよく把握していただいて、何とか進めていただけるようお願いしておきたいと思っております。

次にお尋ねするのは、福祉避難所の件です。2016年4月に起きた熊本地震で、被災による体調悪化で死に至る震災関連死が非常に大きく問題として出まして、このときは建物崩壊による直接死の3倍以上に上っております。車中泊という言葉もよく聞かれたと思いますが、車中泊や避難所などの避難環境の改善が大きな課題になりました。これは今日でもそうですけれども、関連死が多発するのは環境が苛酷な被災地に健康に問題を抱えた高齢者が泊まり続けるというのが一因となっております。このような高齢者や障害者など、また病气療養中の方もそうですけれども、そういう方たちを支える福祉避難所が非常に求められているのですけれども、2013年の災害対策基本法の改正で市区町村に指定が義務づけられております。国の指針によりますと、1小学区当たり1カ所の開設を目安に

しているのですけれども、奈良県の市町村の指定状況はどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 福祉避難所の設置状況でございます。現在、県内の34市町村で239施設が指定されております。例えばバリアフリー化等の課題により5町村が未指定となっております。

○小林委員 まだまだ全ての市町村は指定されていないということで、量的にもまだまだという状況ではないかと思えます。

もう一つ問題なのは、指定をされているのですけれど、その指定が実は広く住民に知らされていない状況があるということです。熊本地震の後にも問題になりまして、福祉避難所がどこにあるのかを知らなかった、知っていたらそこに行ったのという状況が随分あったわけです。障害のある方や高齢者の方々が避難所にも行けない状況があったわけです。この周知の問題ですけれど、周知不足から障害者らが利用できない状況でありますけれども、今、奈良県での市町村の福祉避難所の周知状況はどのようになっているのかをお尋ねします。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 福祉避難所の周知につきましては、県のホームページ等で公開をしております。

○小林委員 県のホームページで紹介をしているということですが、広く、全部の方がホームページを見られるわけではありませんので、そういう点ではもっと広く住民に知らせるということを考えないといけないのではないかと思っているわけです。

毎日新聞で報道されていたのですけれど、一定の市区調査を調査されまして、指定が7割で、しかも周知状況も調査されているのですけれども、周知がされていないということです。ホームページや防災マップなどで周知をされたところ、住民への周知はしていないところや、公共施設など一部だけ周知をしているとか、障害者団体対象者のみ周知しているように分けて調査がされております。ホームページで周知されているということですが、広く広報などでも周知をしていく必要があるのではないかと、広く皆さんが見ることができる、知ることができるということが必要ではないかと思っております。

意見ですけれども、福祉避難所の情報というのは避難所生活に不安を感じる障害者、高齢者にとって安心情報になると思っております。難病連の意見ですけれど、情報がわかっていたら事前に見学しておいたり、災害時にみずからの利用の希望を申し出たりすることもできるという必要性を述べておられますし、それから、障害作業や福祉施設などの連

絡組織であります「きょうされん」では加盟事業者には福祉避難所になる施設もあって、周知を徹底すれば近隣住民もあえて施設に詰めかけないし、ボランティアとして駆けつける人もいるだろうという意見を述べておられました。国もそうですけれども、自治体としても、災害弱者の支援体制を強化するために、やはり法律に基づいて、箇所数もまだまだだと思います。福祉避難所の指定をきちんと行って、周知も十分行っていただきたいと、要望させていただきます。

○川田委員 7月に中部地方の豪雨で、多くの方がお亡くなりになりました。大阪北部地震でも、ブロック塀が壊れて幼い子どもがお亡くなりになりました。これは事前に防止できることであったのかなというところも多々あるかと思います。この防災・県土強靱化対策特別委員会におきまして、その点も含めてコメントをいただければと思います。お亡くなりになられた方に対してはご冥福をお祈りしたいと思います。

また、本日、教育委員会を招致いただきまして、粒谷委員長のご配慮には心から感謝を申し上げます。

それでは、質疑に入りたいと思います。

奈良高校の耐震につきまして、今、大きくクローズアップされてきています。これは我々の責任でもあるのですが、今まで奈良高校がこれほどI s値等の低い状況がここまで放置されていたということを行行政として見逃していたのか、議会としてもその点のチェックが入らなかったのか、これは議会の根幹にかかわる民主的統制の話ではないかと、我々も大きく反省をしております。経緯はいろいろあるのですけれども、奈良高校には私も視察に行かせていただきました。安井校長にはお忙しい時間の中、いろいろご説明もいただきまして、心から感謝を申し上げます。

特に今、有名な話になっていますが、奈良高校の耐震化の措置がずっと放置されてきたと。ここまで悪い数値である建物をなぜ放置されていたのか、その点をまずご答弁をいただきたいと思います。

○中西学校支援課長 まず、耐震対策につきまして全体の話させていただきますと、平成25年から平成29年までを耐震整備集中期間として重点的に耐震整備に取り組んできたところでございます。その結果、補強工事で行う耐震化につきましては、一定、進めてきたわけですけれども、補強工事では困難な改築等の必要なものにつきましては、時間を要するというごこともございまして、まずは耐震性を有する教室を確保するために耐震補強工事から優先して行ってきたということでございます。その結果、奈良高校には複数の改

築をしなければならない校舎がございます。その関係で奈良高校の耐震工事がおこなわれている状況でございます。

○川田委員 今の説明におきましても大きな疑問があるのですけれども。耐震補強工事というのは、平成20年以前に阪神淡路大震災等々で、崩壊した建物もたくさんありました。公共施設というのは、多くの方が集まる施設です。小林委員からもご指摘ありましたけれども、避難所としても指定されることで、防災機能を兼ねた施設ということで、早くから国でもそういった指針が示されているわけです。

今の学校支援課長の説明であれば、使える教室だと言うけれども、本質は、その建物の中で生活をされる、もしくは利用される方たちの生命、身体の保護が最大の目的で、これは行政法の中での基本でもあります。優先順位をつけていくことになれば、生命の身体保護は裁量権の範囲はないですよ。なぜここまで裁量権をたくさん入れて、なぜこれだけの数値の悪い建物を先送りしているのだと。根拠の説明になっていないと思うのですけれども、その点いかがですか。

○中西学校支援課長 個別に奈良高校の数値が特に悪いということでの指摘だと思います。実は改築でないと対応できないという校舎はほかにもございまして、その部分については実際、今年度の予算で改築が必要なものについて設計をさせていただくことで今、進めているところでございます。

○川田委員 なぜこの問題にこだわっているかといいますと、先日も奈良市にも伺ってきました。危機管理課で協議もさせていただきました。奈良市議会の三橋和史議員もこれだけ悪いI s値の判定が出ているにもかかわらず、なぜ二次避難所として指定されているのかということで奈良市議会基本条例に基づく文書質問も行われました。先日回答もございました。

私も奈良市に向けて質問していたのですが、8月13日付で回答も来ました。要点だけご紹介いたします。県立奈良高等学校の耐震性に関する資料を渡したのですが、資料をご恵与いただきありがとうございましたと、本市といたしましても既にご承知のとおり、地震災害発生時に倒壊、または崩壊する可能性が高い同校の体育館を避難所に指定していくことは問題があるという認識でございますと、きちんと明文で出されています。既に市長にはこの件について説明をし、避難所の解除についても了解をもらっており、県教育委員会事務局、学校支援課へも避難所の指定解除について口頭で説明をさせていただいております。現在、避難所の指定解除の決裁をとっており、直ちに市より告示を行い、早期に指

定解除に進めてまいりたいと考えておりますということです。奈良市の危機管理課がこの数字を知り得た時点から、この短期間のうちに近隣住民の自主防災組織にも県立奈良高校避難所指定解除についての説明も既に行われまして、了解も得ているということはこの文書で回答をされております。奈良県のこの地域は洪水やそういった災害はほとんど心配がなく、地震災害しかほとんど考えられない。その場所において、避難所の指定をされている。奈良市長は早急に動かれて避難所の指定解除を進める。正確には聞いていませんが、きのう時点で決裁は終わっているのではないかと聞いています。きょう金曜日ですから、週明けには避難所指定の解除の告示もされるでしょう。

これにつきまして、当然その趣旨は学校支援課長もちろん、教育長もおわかりだと思えます。これは災害対策基本法から来ているものではないですか。災害対策基本法によって住民の生命、身体の保護は規定されています。避難所指定が法でも義務づけられている。県には指定権はありませんけれど、10年ぐらい前に県と奈良市における協定書も結んでおられました。その点災害対策基本法の避難所に関する法規定についてご説明いただけますか。

○中西学校支援課長 奈良市の二次避難所として奈良高校の体育館が指定されています。災害対策基本法におきましては、指定緊急避難場所、それから指定避難所の2つの規定がございます。奈良高校の場合は指定避難所になるわけがございますけれども、緊急に対応しなければならないものについては、指定緊急避難場所の適合基準が定められております。指定避難所については別途その基準が定められています。

その中で地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合する条件がこの指定緊急避難場所にはございますけれども、指定避難所にはございません。指定避難所につきましては政令に定める基準のほか、市町村長は想定される災害の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所を指定するという規定がございますので、この範疇の中で奈良市はこの指定から外すという検討がされたものと考えております。

○川田委員 わかりにくい説明です。簡単に言いましたら、いわゆる二次被害ですから、相当大きな災害が来た場合の想定です。いわゆる緊急避難場所は一時的に堅固な建物等々によって、家にいるよりもそこにいたほうが安全だろうと想定される場合、指定を行うという義務づけです。政令で定める範囲ということになっています。

結論から言いましたら、今回、奈良市は奈良高校を避難所指定を解除すると言っています。災害対策基本法の第49条の6には政令で定める基準に適合しなくなると認めると

きは、指定を取り消すものとする。これは緊急避難場所ですけれども、第49条の7第2項に指定避難所も準用するとなっています。だから法解釈は同じであるということです。今回、奈良市長は避難所を解除したということで、適合しなくなった建物だということ認められたということではないですか。近隣の住民は災害時において奈良高校を避難所として利用されることはこれでなくなるわけです。あと生徒と教員の生命保護というのは、教育長の義務ではないのですか。

ここで話を戻しますけれど、先日、開示請求をして、4,000ページからの資料を数時間、徹夜で全部見てきました。検査書の中身も全部見てきました。数字も明確に示されていますし、判断基準もされているではないですか。その中から優先順位の意思決定は行政法の裁量権の話ですから非常に重要なところなのです。数値の悪いほうからやっていくというのは当たり前ではないですか。法律の目的が生命や身体保護で、それをなぜ先送りしているのですか。全然説明になっていないではないですか。

私が今回びっくりしたのがI s値です。先日の文教くらし委員会でも一部紹介はありましたけれども、奈良高校を入った正面の北特別教室棟がC判定。C判定といいましてもI s値が、なぜか、0.32です。I s値はいろいろな要素をかけた総合の数字になってきますけれども、あそこは3階建てではないですか。コンクリート強度の関係も若干あると思いますが、0.32ですよ。そして体育館、屋内運動場は0.05ですよ。0.3の水準で今、建設業協会並びに文部科学省、国土交通省も出しています。0.32以下になれば大体震度6ぐらいの地震が来れば倒壊する可能性が非常に高いという基準づけがなされているわけです。0.05といえどどのような水準になるのですか。0.05と0.3を比べたらその差異が、やっていったらこれ対数形式になっています。0.05といえば、震度4や5ぐらいの地震が来たら非常に危険性が高い。リスク度が高い数値で、なぜ放置しているのですか。避難所にまで指定されていたわけでこちらから能動的に動いたから避難所指定解除になりましたけれども、相手方の奈良市に聞きましたら数値も全然知らなかったとおっしゃっています。彼らは彼らでその数値を調べる努力も欠けていたという見方もあるかもしれませんが、ここまで悪い数値というのは、きのう見た4,000ページの中からでも幾らでも出てくるではないですか。営繕課からもD判定が出ています。なぜそれを通知しないのですか。住民の生命にかかわることを、なぜ放置しているのですか。それは教育委員会の理論だけでやっておられるのですか。去年も県土マネジメント部の関係で生駒市の問題も、今、対処いただいていますけれど、人間の生命、身体の保護にかかわ

る問題は行政として一番重要なことではないですか。なぜ放置していたのですか、その説明を行ってください。

○吉田教育長 0.05というI s値に対する認識の甘さはあった可能性はございます。ただ、耐震化を推進するということは、補強を推進する集中期間の中で、まずは私が就任した平成26年度から生徒減少にどのように対応するのか、学校の定員割れにどのように対応するのか、その適正化のプロジェクト委員会を立ち上げたわけですがけれども、そちらをやはり優先すべきであると判断をしました。もちろん平成25年度から平成29年度までの耐震整備、補強を中心にするということも教育委員会事務局の判断でございます。

その中で川田委員は、奈良高校を中心に挙げておられますけれども、改築するとなりますと単年度で済むわけではございませんので、改築計画を議会に上程をして承認いただくということも、1つの案としてあるかわかりません。けれども、これからの大幅な生徒減少に対応して学校が減っていく状況の中で、全ての耐震改築を優先させて、改築をしてから生徒減少に対応するという事よりも、まずは平成26、27、28年度の3年間でプロジェクト委員会を立ち上げて適正化、特に高等学校の配置や規模についてどのように考えていくかということをもとめ上げる必要性を強く感じたからでございます。

○川田委員 説明になっていないと思います。先日も開示請求をして、3年間のプロジェクト会議で実質、適正化に入ったのは要綱では平成29年度からではないですか。要綱を発しておられるのでしょうか。要綱といえば業務命令ですよ。業務命令が出た時点からではないですか。そういった話を業務の中でやられているのはわかるけれども、実際に名前も出てきて正式にやられたのは平成29年度からではないですか。高校適正化に関する使用した全ての文書ということで開示請求を行いました。担当課からも確認をとりましたが、これ以外の資料は一切ないということです。ということは、ここに載っている内容が全てです。会議記録メモも入っていると、その中で子どもの命の安全やそういった防災避難所としてもかかわっていたわけで、この会議記録の中からではそういった議論は一切ないではないですか。適正化と言うけれども、考え方などいろいろあるわけですから、それをもって子どもたちの身体、生命保護をなぜなおざりにされなければならないのですか。今の説明は全く行政法からしたらおかしいのではないですか、いかがですか。

○吉田教育長 川田委員はとにかく各論から遵守をすべきではないかと、すなわちI s値の低いものから全て対応すべきではないか、とこれまでもおっしゃるわけですがけれども、確かにI s値の低いものから対策を講じていくという考え方もあるとは思いますが。

しかし、我々教育委員会としては、5年間で集中的に予算をいただいて補強を中心とした対策、続いて改築をする前に生徒減少対策、それから教育の内容等についてどのように充実させるのかという、早期にそういった対応を考えることによって最終的には耐震化対策、それから長寿命化対策へつなげていこうと、この実施計画を出させていただいております。

○川田委員 子どもや教員は、その建物の中で大半の時間を生活されているわけではないですか。学校保健安全法でも災害という言葉が出てきます。災害に関して保護する義務はあるのではないですか。優先していかなければならないのではないですか。法規定ですよ。裁量判断ではないでしょう。

行政もやはり財政都合というのがあるわけですから、財政に関して議論するのなら私は詳しいですからいくらでもします。財政関係を全部調べましたよ。当時だったら起債もできるではないですか、交付税措置もあるでしょう。3月の予算審査特別委員会の答弁でも、耐震だけに税金をたくさん使うとかおっしゃっていました。金額にしたら一部ではないですか。そういう都合があれば、子どもたちはどうなっても、危険性があってもいいということになるのですか。ならないのなら、なぜやっていないのかということですよ。

資料を全部見たからわかりますけれど、平成10何年度から建物の耐震チェックをされていますよね。防災拠点として利用することも明確に出ています。こういった公共施設、特に文教施設では、ご存じのように、国が示しているのはI s値0.6以上で、大体それで対処できる。この委員会の題名にぴったりです。県土強靱化です。強靱化の意味がわかっておられるのですか。地震が来たときの災害を少しでも少なくするというのが強靱化の意味ですよ。その後、復興に向けて一日も早い状態に戻すというのがもう一つの考え方で、防災というのは2つの要件があるのです。今の説明なら強靱化に関して、適正化の話と生命、身体保護の関係は全く合理性がないです。

補強を先にするという考え方もあるとおっしゃいましたね。奈良県学校施設耐震化ガイドラインが、平成20年3月に奈良県教育委員会で策定されているのです。この中に数値の悪いほうからやっていくと書いてあるではないですか。これは誰がつくったのですか。あなたたちがつくったものではないのですか。今の答弁は、矛盾しているではないですか。こういった計画をつくっても、そのときの自分の思いで勝手に変えるということですか。今回の再編計画も同じではないですか。ただの計画ですよ。言っていることが全く矛盾しています。奈良県学校施設耐震化ガイドラインに明確に順序も書いています。当然、国の

方針も一緒です。数字の悪いほうからやってみようとなっているわけです。身体、生命保護の義務があるからではないですか。学校の適正化は関係ないですよ。

委員会の担当も違いますし私も言う機会が全然なかったので、答弁を聞いていて、県民がばかにしているのではないかと思っているのです。その辺の説明も明確に、答弁を残していただけますか。地震は誰もが予測できないのです。学者もいつ来るか予測できないと言ってるわけで、大丈夫だろうという話ではないのです。あした来るかもしれないし、1週間後に来るかもしれないのです。合理的に考えたら短期間でできないから集中期間を設けて、その間に何とかやろうと、その間に間に合ったらいいということで国も全力を挙げてやってきているわけで、各地方公共団体もそうです。学校の編成がどうのこうのとか、それは生命保護とは全く関係ないです。答弁が矛盾しています。

縁起の悪い話しをするつもりはないですけど、1週間後に地震が起きたと。資料では10年前からこの数値はわかっていますから、10年間放置された。今、もしけが人などが出たら業務上過失致死や業務上過失致傷で犯罪になるらしいではないですか。そういった状態なのです。奈良市は避難所を解除したのです。このまま放置できるわけがないではないですか。きのうも奈良高校の保護者から電話ありました。本当に毎日が心配だと。今回のこの件を通じて多くの奈良高校の保護者の方ともお話をさせていただきましたけれど、情報の非開示性も含めて、あまりにも保護者の方は情報を知らないではないですか。Is値も知らなかったですから、どういうことですか。行政執行者のトップとしてそのようなことでいいのですか、それをきちんと説明してください。

○吉田教育長 私が先ほど言いましたのは、総論と各論がございまして、各論であるIs値の低いところから対応していくというやり方は確かにあるとは思いますが、そういった対応策はとってこなかったと。全体の学校施設の中で一部分の低いところを取り出して対応策を打っていくという方針ではなかったと言ったわけでございます。やはり学校の施設は全体的に、総論で捉えるべきでございまして、各論について川田委員がおっしゃるようにここまで低いものに対して放置をしてきたことは十分理解もしておりますし、その各論対策を載せていなかったという反省はすべきであろうかと思います。といいましても、各論対応で全ての耐震を実行していく計画は策定をしなかったし、集中期間であったということで、耐震の全体をベストとは言いませんけれども、ベターな状態でスピード感を持って耐震化を進める対策を立てたつもりです。

○川田委員 ベターな方法とかスピード感を持ってと言われるけれど、奈良県の耐震化率

の順位は、全国的には最下位に近いではないですか、そのような答弁はなさらないでください。反省点を言われるのならわかるけれども、なぜスピード感があったと言えるのですか。

総論と各論と言われるけれども、総論は自分たちでガイドラインをつくっておられるではないですか。これが総論ではないのですか、あとは優先順位の問題ですよ。優先順位をつけていくときに各論がなかったら、優先順位をつけられないではないですか。何をわけのわからない答弁をなさるのですか。総論は、自分たちでつくっておられるではないですか。もっと大きな総論は国の方針などもありますよ。では小学校、中学校も含めて、なぜ平成27年度までに終了させようと、なぜそこが集中期間になったのか、その理由をお聞かせください。

○吉田教育長 耐震に関しては平成27年度で国庫負担金を打ち切るという話があったと聞いております。市町村は平成27年度までに国庫補助の関係もございまして、集中的に耐震を進めていったと理解しております。

○川田委員 高校に関しては国庫補助はつかないのですよね。そのかわりに、会計検査院の資料に書いていますが、教育環境を整備する地域住民の安全と安心の確保に資することを目的として、公立の高等学校、幼稚園等を全部含めて義務教育諸学校等と呼ぶということで、全部一くりにまとまっているのですが、それに対して、緊急を要するものから計画的に耐震化を図りなさいと、定義としてはなっているわけです。

ただ、国では義務教育の学校等に関しては、国の国庫補助等、交付義務もあるでしょう。高校に対しては耐震化工事は国土交通省で、文部科学省ではできない。だから国土交通省に関して社会資本整備総合交付金を利用することができると。だからこういったものを全て用いてやりなさいとなっているのがこの方針ではないのですか。平成25年10月の会計検査院の資料です。吉田教育長が就任されたときには示されているわけではないのですか。

○吉田教育長 ガイドラインは平成20年でございます。私が就任したのは平成26年度からということ。

○川田委員 ガイドラインは平成20年3月に策定されているわけです。ここから改正されていないでしょう。これが教育委員会としての本旨ですよ。これ以降探したけれど出てこないです。だからこれが一番最新のものでしょう。

今、話しているのは平成25年10月の会計検査院の報告書です。国庫を出すのですから、当然検査対象ですよ。このガイドラインがあって、その後でもう一回、念押しで

こういった意見も出てきているわけでしょう。1つの言葉として高校も完全に一緒に義務教育諸学校等で結ばれているじゃないですか。交付税措置等も含めて、全部説明されているのですよ。平成25年時点で緊急を要するものから計画的に耐震化を図り、となっているわけです。普通に考えたら、自分たちが住んでいる家でもそうです。ここはまだ大丈夫だということからはやりませんよ。あしたでも壊れるのかな、やばいな、危険だなと思うところから普通は補修するではないですか。学校の耐震については中央教育審議会でも話しをされているのではないですか。それから言ったら、教育長が今まで言ってこられた答弁は、答弁になっていないと思います。そのような考え方で子どもの生命、身体、財産がなぜ左右されないといけないのですか。

3年間の経緯も全部見ましたけれど、耐震化の話は入っていないです。これはどうですか。開示請求も全部かけましたけれど、学校側からの要望はたくさん出ているわけです。このIs値の中で、学校としては子どもたち、教員の生命を保護するのは校長の責務でもあるわけですから、当然そういった要望を書上げています。学校保健安全法の中で施設の管理は速やかに改善を行わなければいけないという規定があるわけです。学校教育法でも、「教育法規便覧」でも書いていますけれど、現在子どもたちが勉強する環境は、保障しなければならないと。すぐにでも改築、もしくは整備を行って、環境を保障しなさいということではないですか。法規定です。裁量権の話ではないです。学校としてはちゃんと上げておられるわけではないですか。これは総務警察委員会でも指摘したいのですけれど、学校予算を調べましたら、ほとんどないではないですか。雨漏りの修理をするのも一々、教育委員会のお伺いを立ててやらなければいけないといった、予算組みではないですか。義務教育でありながら、小・中学校ではここまでやっていないですよ。これは教育長だけの問題ではない、財政の問題もあると思います。

特定の文書を知りたかったので開示請求をかけさせてもらったら、出てきたのは要望書です。教育委員会事務局の担当部署もそれがこの文書だということで特定して発出されているわけですから、要望書が法律に適合する文書だということも特定ができています。学校保健安全法第28条「校長は、当該学校の施設又は整備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときには、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする」、校長はこれを法規定で出されているわけです。要望書は、単なるお願いではないのです。我々の力ではどうにもできないけれど、環境を

よくするにしてもいろいろ水準があるではないですか。要望書を読む限りは、最低限度のことすらできていないので、せめて最低限度まで持って行ってくださいという内容です。教育長はそれをやる義務があるのではないですか、なぜずっと放置しているのですか。私が調べる中では予算要求すらしていないではないですか。ということは、職務怠慢ではないのですか。予算要求を上げて県全体を考えた上での予算ヒアリングというのは当然あります。だけれど、ここまで劣悪な状況にもかかわらず予算要求すら上げてないではないですか。

教育基本法があって、学校教育法とか、学校給食法とか、いろいろな特別法があります。特別法というのは、そこに特化してつくっているわけです。重要なことだからということで。特別法を優先しないとだめではないですか。なぜ予算要求を上げていないか、その説明をしてください。

○吉田教育長 先ほども申し上げましたように、耐震化に関して過去にさかのぼれば私も反省すべき点もありました。例えば平成16年の再編計画を実施されたときに奈良高校の耐震化というのはある程度わかっていた中で、再編対象にはならなかった点、それから、先ほども言いましたように集中期間の中でなぜ優先をしなかったのか。私が教育長になってすべきことは、平成20年度からは議会に上げて予算をいただくという、5年以上の計画については議会に上げることになっておりましたので、個別の改築計画よりも全体の改築計画を上げることを優先させるべきか、生徒減少、課題対応を優先させるべきかということで、全体の耐震化計画を議会に上程させていただいて、それを認めていただいてから生徒の減少課題対応にということとは考えられなかったということでございます。

○川田委員 今のは全く説明になってないと思います。聞いているのは、予算要求をなぜしなかったのかということです。開示請求をして調べたら、予算要求をしていないではないですか。当時の計算でいけば起債率100%に対して70%ぐらいの交付税措置があるではないですか。だったら予算要求をすればいいではないですか。70%の交付税措置があるということは簡単に言えば100億円かかるとしたら約30億円ぐらいでできるということです。なぜ予算要求をしていないのかということです。自分の裁量の範囲内だけで勝手に決めただけの話ではないのですか。特別法では報告する義務まで決められているわけです。最低でも予算要求は上げないとだめではないですか。

知事の好きな言葉で、いつもエビデンスを非常に重要にされています。数値をちゃんと持って、証拠を持ってやりなさいと。それからその検証も行っていきましょうというのが

今の奈良県の方針ではないですか。I s 値は、エビデンスではないですか。これ以上のエビデンスはあるのですか。予算要求を上げないのですか。ことしの予算審査特別委員会でも、EBPMに関して、質問させていただきました。財政課長はおっしゃいました。証拠がないものには予算はつけませんと。証拠があると言って口だけで言っているものにもつけませんと。確認した上でつけますと。証拠は全部あるではないですか。これは議会も含めてそうですけれど、I s 値0.05で放置しているところはないです。インターネット等でもいろいろ調べたけれども、0.3以下のところはほとんどのところが速やかにやっているではないですか。ましてや子どもたちが生活するのでしょうか。文部科学省が0.7以上と求めているでしょう。学校の施設だからです。子どもたちが生活する場だからです。だから普通以上に高い数値を求めているわけです。今の説明は言いわけにならないですよ、なぜ予算要求をしていないのですか。そこをもう一回きちんと教えてください。

○吉田教育長 奈良高校の体育館の予算要求に限ってしていないのかと問われているとは思いませんでした。集中期間で補強が終わったらそれ以外できていないもの全てを予算要求すべきだと考えておりました。全体計画をきちんと議会に上程させていただいて予算要求をすべきものだと当時から考えておりました。1校単独では考えておりませんでした。計画というものは議会に承認をいただくべきだと考えていましたので、予算要求はいたしませんでした。

○川田委員 5年以上の計画は議会に提出しなければいけないという条例があります。法律で書いているもの以外は全部かけるということで、この運用を変えたのが去年です。平成27年や、28年の話しをしているのに、計画を上程してからやっているからとか、それは耐震計画と関係ないではないですか。

全く地方自治法もわかっておられないではないですか。地方自治法の改正があって、総合計画はもともと議会の議決事項に入っていたのです。法規定があったのです。それがなくなっただけです。議会がそういったものは自主的にやるものだろうと、そのようなものはチェックを入れるのは当たり前だろうと、そこまで法規定で書かなくていいのではないかという意味です。だから、奈良県議会としてはきっちりと検証しなければいけないという、議員皆さんの判断があったと思っているのです。だけれど、今の話とは関係ないです。議会に出てきたのはこの間の話でしょう。

きょうは時間がないですからもういいです。法規定ではそれをやりなさいとなっているわけだから、上げていないということは道義上の責任ももちろんあるのです。そして、も

う1点、ここは重要なところ、補強を先にします、それをやってから改築をしますよ、それは全然、合理的な説明になっていないのです。お金さえあれば1回でできるのでしょうか。学校支援課長に聞いたら、お金さえあればできるとおっしゃっていたではないですか。物理的に不可能なものだったら仕方ないですけど、改築でも同時に並行進行してやっていけないではないですか。お金はあるのではないですか、基金もあれだけ積んでおられるではないですか。財政はいろいろあるから、好き放題できるということではないですけど、予算要求すら上げていないと。

体育館も皆さんはご存じないのではないのですか。平成27年12月、奈良高校をお伺いされて、その中で予算はついていたのです。だけれど教育長はそれをストップしたわけです。打ち合わせ記録の中に全部書いてあるではないですか。自分がとめているのではないですか。この間、たまたま何もなかったからよかったけれど、これがもし何かあったらどうするのですか。このような危険な状態だったら財政課も反対するわけがないではないですか。改築のこともいろいろ勉強させてもらいこの短期間で調査しました。改築もいろいろな困難と思える理由も何点かあります。学校支援課長にも相談させてもらったけれども、そこはクリアできる問題であるということです。そこまではっきりわかっているわけでしょう。

平成28年3月の資料ですけれど、このときに、奈良高校のAパターン、Bパターンとコンサル会社に委託されました。結論としては、できるのでしょうか。ここで重要なところが、こういった検討もされていて、学校が要望を上げている中で無視されてきた。こういった現状で、学校は現地建てかえを必死になってやっているわけです。

今回の再編計画、いろいろな学校がなくなるとかなくなるというのはある。奈良高校の耐震と今回の適正化計画とは関係ないのですね。子どもの生命を守っていかないといけない、補強工事を先にする、改築があるからそれなら編成で何とかして奈良高校をどこか移転させようかというのはないのですよね。

○吉田教育長 先ほど言いましたように、平成26年度から高等学校の配置と規模の適正化について考えております。その中で生徒減少対応は大きな課題も見えておりますので、そのとおりでございます。

○川田委員 奈良高校を移転させるための再編ではないということですね。

○吉田教育長 それではございません、適正化計画は生徒減少対応で学校が減ることが先にありきでございます。

○川田委員 聞いているのは、奈良高校を移転させるための適正化計画ではなかったということですね。

○吉田教育長 そうでございます。

○川田委員 一番新しいもので平成30年6月19日、奈良高校の耐震整備に関するお願いということで、学校からの要望が書出ています。抜粋しますけれども、調査点検もやっていただいたと。その結果、安全確認の状況を県教育委員会として保護者等に広報していただきたい。これだけI s値が低い、危険性が高いとわかっているわけですから、それを広報いただきたい、学校が個別でするのであればその内容をいただきたい。耐震診断結果、補強による耐震化ができないという情報しかないから日々の学校生活が不安で落ちついて授業が受けられない。平成34年度の時点までに耐震補強等、どのような手だてを考えているのか。この3年半、プレハブを建てるとか、そういうことをやっていかないといけないと、ここまでもう来ているのですから。

そういったことから考えていったら、きちんと保護者に知らせる義務もあるのではないですか。震度4以上で地震発生、校外避難をする指示をするといっても、いきなり震度5とか6の地震が来るかもしれないのです。校長先生がかわいそうですよ、今も避難の危機管理マニュアルをつくって訓練もやっておられますけれど、これでは対応できないです。これはI s値が悪い高校でなくても、当たり前の話ではないですか。

どうするのですか。すぐさまプレハブでも建ててください。西側のグラウンドに建てられるでしょう。計画も出ているのではないですか。先日も調べてきました。体育館の南側にある校舎、今、6教室が使えるのです。そして、玄関を正面から入ったところは3階建て、I s値は0.3以下ではないのでこれだったら8クラス使えるわけでこれで14クラスです。プレハブを建てたら24クラスできるので、合計で38クラスできるわけですよ。子どもたちが利用できるものとして、安全確保をしながら、現状で今年度が29クラス、来年度が28クラスではないですか。10クラスぐらい余るわけです。職員室や校長の部屋がある棟を使わなくてもいけるということではないですか。すぐにやってやってください、いかがですか。

○中西学校支援課長 仮設の校舎での対応でございます。確かに24教室の確保ができる。ただ、普通教室だけでいいますとクリアはできるかと思うのですけれども、ほかに特別教室等もございまして、全てをカバーできるということではございません。なので、やはり今、適正化計画の中で示されていますように、移転の方法で対応をすることで、早急

にする必要があると考えています。

○川田委員 I s 値が低かったから補強できないわけでしょう。その原因もコンクリートの強度を検査しましたよね。コンクリート強度もかなり低い数値が出たから I s 値が下がったわけではないですか。奈良高校は、補強ができないから現状にあるわけではないですか。結論としてはプレハブしかないではないですか。非常に明快な意思決定ができる問題ではないですか。保護者や生徒の皆さんに虚偽的だと思えるような説明をして、まだ何日もあそこで生活をさせるということですか。そんなことができるわけではないですか。奈良市は避難所の指定解除をするのですよ。奈良県教育委員会は指定解除されたその施設で子どもたちをまだ生活させるのですか。奈良市に、ついでの話で聞いてきましたけれど、小学校、中学校どちらか忘れましたが I s 値 0.5 以上でも今回の議会で補正予算を出すらしいではないですか。補強で、0.5 以上です。子どもたちに対するこの姿勢の違いは何ですか。議会ですから適当な答弁をしないでください。教育委員会がうそをつくとはみんな思っていないから、そうだなと思うかもしれない。今まで何もできなかったのを何をやるというのですか。学校支援課長、今の説明はおかしいのではないですか、もう一回説明してください。

○中西学校支援課長 確かに耐震補強工事では対応できないことは、明らかでございますが、維持管理の範疇の中で改修としてどこまでできるのかを検討していきたいと考えています。

○川田委員 平成 20 年からずっと検討されてきているわけではないですか。我々なら 1 週間あったら検討しますよ。行政意思決定に関しての能力の問題ではないですか。生命、身体にかかわることに関しての意思決定になぜそれだけの時間かかるわけですか。だからそういった答弁はやめてくださいと言っているのです。またずるずるいくのがわかっているではないですか。早急にプレハブで、子どもたちの安全保護をしてください。体育館も 0.05 だったら使用停止でしょう。この間私が見学させていただいたときも、子どもはあの中で一生懸命、汗をだらだらと流して本当に何も知らずに頑張っていますよ。あの水準だったら使用停止ではないですか。奈良市は避難所の指定解除をするのですから、0.05 というのはそれだけの水準だということです。

どうですか、教育長、奈良県教育行政に関しての事務のトップとして最優先になるのは子どもたち、教員たち、その環境で生活される生命、身体保護でしょう。それを上回る理由は何もないではないですか。プレハブも含めて、早急に検討していただきたいのですけ

れど、いかがですか。

○吉田教育長 もちろん子どもの命、安全を確保することは教育委員会が果たすべき役割だと思っております。プレハブ等を建てるということになりますと、改築ができていない全ての学校をそういう対応をするのかということもございます。他府県の状況もいろいろ調べさせていただきました。今、我々が現状で何ができるのかは学校支援課長も申し上げたとおり、維持補修等の中で何ができるのか精いっぱい考えていきたいと思っておりますけれども、プレハブを建てるという検討は困難であると思っております。

○川田委員 高田高校も耐震補強に入っていくのでしょうか。改築も含めて、補強できるのですよ。あそこはコンクリート強度が高かったのですよ。I s 値は高くないけれども、補強ができるのです。あとは奈良高校だけではないですか。だから言っているのです。全部調べているのですよ。奈良高校だけを特別扱いはできないからしませんという答弁はおかしいではないですか。

奈良高校を移転させるためだけの耐震化や学校の再編計画ではないとおっしゃっていましたよね。明確に答弁に残りました。4,000ページからの開示請求をした中から文書も出てきましたけれど、平成27年11月1日の資料で、吉田教育長が荒井知事に報告を上げておられます。整備集中期間終了後の整備についてということで、奈良高校が、平城高校地に移転、または現奈良高校の現地建てかえと2つの要件が出ています。どちらかしますということで上げているわけです。ところが、資料が添付されていまして、この資料添付の中には、平城高校の保護者や関係者の皆さんが聞いたらめっちゃくちゃ怒ると思いますが、奈良高校については、案1、平城高校地への移転、案2、現奈良高校の建てかえとはなっているのですけれど、一時的に平城高校に機能移転して、その間に同規模で建てかえをすると。どちらにしても平城高校を潰すと、このときに決まっているわけではないですか。これは、行政文書です。先ほどの答弁は虚偽ではないですか。

今回、国際グローバルやグローバルだとかいろいろな理由をつけて計画をやってきた。だけれど計画の中身を見たら、子どもたちを守る耐震関係の議論は何もない。頭にきたのが、この間の教育委員会、臨時会はホームページには非公開で出ていません。これは県民に絶対伝えるべきことですよ。

5月30日に行われた奈良県教育委員会第4回臨時会の議事録です。この中で、平城高校移転について事務局が説明してます。吉田教育長はそこで質問されています。跡地となる平城高校の建物は耐震化が完了しているため、耐震化が必要な奈良高校を移転するとい

うことでしょうかと聞いています。担当の方は、奈良高校の耐震化をするためではなく、県立高校全体の耐震化をできるだけ早期に完了したいというところだと。平城高校をそのときにもう移転させると決めているわけではないですか。この質問は完全にやらせではないですか、県民をだましているのではないですか。保護者の方にもいろいろな意見を聞いています。問い合わせてもいつになったら説明してくれるのかと、何の説明もないではないですか。

大体おかしいと思っていたのです。文部科学省のホームページにも書いていますけれど、教育というのは漸進的に進めなければいけない。民意を聞かなければいけない。教育というのはいろいろな方がかかわっていますから、社会人教育も含めてそれが法律の基本なのです。それを全く無視して強引に出して、ではないですか。今回の計画がここまで強引にされる意味が何かわからなかった。多くの方が、悲しんだ。この間も平城高校の生徒が、傍聴に来ていました。目に涙をためて、そのような思いを教育者がさせることですか。これは全部撤回してください。プレハブもどうのこうのと言うけれど、もともと自分の魂胆でやってきているだけの話でしょう。財政課を交えてもう一回、それは別の委員会で、やりますけれど。22日に、総務警察委員会がありますから、教育長、出てきてください、いいですね。ほかの材料もまだまだありますから、全部県民に暴露しますよ、いいですね。

○吉田教育長 なぜ生徒減少の中で北部3校を2校に再編することがやらせなのですか。生徒数が大幅に減少する中で、学校教育の質を高めるために再編成をする、その中平成16年度に再編されなかった北部3校をどのように再編するかを考えることは合理的な判断ではないのですか。全ての学校をそのまま維持することに対して、教育の質向上、環境の向上が本当にできるのですか。私は北部の3校を新たな学校として創出しなければならないことに対しては非常に大事だと思っておりますし、教育委員会の次長をしているときからもそれは必要であると考えてまいりました。それが平城高校だけを一方的に潰すような言い方をされるのは、本当に心外でございます。

○川田委員 ことしの3月の予算審査特別委員会のときに私は、質問しました。今、活力のある、頑張っている高校まで再編の中に入れる必要はないのではないかと。基本的にはそういったものは残していくと教育長は答弁されてました。その時点、いろいろな意見を聞いてこれからやっていくと言っていたではないですか。だけれど最初から決まっていたではないですか。あのときの答弁は虚偽だったのですか。議事録から全部検証しているのですよ。

この続きはまた別の委員会で、ここは防災ですので。

○粒谷委員長 少し所管外のところもありましたので。

○川田委員 子どもの命にかかわることということで、委員長にはご配慮いただきました。
時間が来ましたので、きょうの質疑はこれで。

○粒谷委員長 わかりました。

教育長、いろいろ意見が出ましたけれど、まず奈良高校の生徒の安全をどう担保するのか、これだけはしっかりとご検討いただきたいと思います。

ほかにはないですか。

ほかになければこれで質問を終わります。

それでは、これもちまして本日の委員会を終わります。